

平成26年1月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成26年1月17日〔金曜日〕 午前9時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会 長	4 番	日高 仙三
職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	日笠山 隆
//	5 番	河本アツミ
//	6 番	白河 澄雄
//	7 番	古田 洋美
//	8 番	浦口 幸夫
//	9 番	脇田 峰生
//	10 番	石寺 政和
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	下園 茂
//	13 番	南 重徳
//	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明願いについて
議案第3号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について
議案第4号 荒廃農地の非農地判断について
議案第5号 「非農地証明」交付基準の一部改正について

○会長

おはようございます。26年第1回目の定例会ということになりました。

今年は、水田の減反政策の見直しや農地中間管理機構制度の開始など農地制度の転換期を迎える時期となっております。

したがって、私たち農業委員会の仕事内容も増えることが予想され、農業委員の仕事が重要になってくると思うところです。

また、今年は7月に農業委員の選挙もございます。我々も3年の任期が7月で一応終わるということになります。皆さんの中には、退任される方、あるいは引き続き委員としてご活躍される方もいると思います。色々大変な年ではありますが、今年も委員会運営につきましましては、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、会議規則によりまして、平成26年1月の定例総会を開催いたします。

まず日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員は、13番南委員と14番瀬川委員を指名いたします。会議書記につきましましては、事務局の内田君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。初めに、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は、1ページからになります。まず資料の修正をお願いします。今週の火曜日に番号4の申請人から取り下げの連絡がありましたので削除をお願いいたします。

従いまして、今月は所有権移転2件、使用貸借権1件の合計3件の申請となります。

1番です。国上の上之古田地区の土地です。台帳現況地目は畑の1筆、面積5024平米を売買で所有権移転するものであります。譲受人は現在耕作面積0ですが、許可後の経営面積は5024平米となり、5千平米の下限面積を超えております。

2番です。国上中目地区の土地です。台帳現況地目は田と畑がそれぞれ1筆で、面積が1258平米と1203平米を真正な登記名義人への回復で、無償で所有権移転するものであります。

これは祖父の時代に、譲受人と譲渡人の親は兄弟で、当時その親同士が農地を分けたのですが、その時登記を間違ってしまったようで、それを本来の所有者に所有権移転するということでもあります。

3番です。国上湊地区の土地です。台帳現況地目は畑の1筆で、面積1661平米を使用貸借で利用権を設定するものであります。

2番と3番は借人が同じですが、許可後の経営面積が合わせて6438平米となり、5千平米の下限面積を越えます。

以上本件1番から3番までは、農地法第3条第2項各号には該当しないために、要件のすべてを満たしていると考えます。以上で第1号議案の説明を終わります。

○議長

続きまして、担当委員の方からの調査報告をお願いいたします。

○2番委員

2番です。番号1について説明します。譲渡人は、現在兵庫県に在住していますが国上白石の出身です。譲受人はその息子さんです。

譲受人は現在ダイビングの仕事をしておりますが、農地も大分ありますので、新規就農者として頑張ってみたいということでした。若い方が頑張るということで、私たち地域の方も喜んでおります。譲渡人も、数ヶ月以内には帰ってこられて、地元で子供さんと一緒に頑張るという意向でした。よろしく審議をお願いします。

○6番委員

6番です。番号2、3について説明いたします。番号2の譲渡人と譲受人はいとこ同士でありまして、今事務局が詳しく説明したとおりでございます。

双方確認の結果、間違いありませんでした。

番号3番は、譲渡人、譲受人は義理の兄弟であります。双方確認の結果、何ら問題ありませんでした。以上です。

○議長

ただ今議案第1号につきましては、事務局及び担当委員の方から説明がありました。それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

○議長

異議なしの声がございました。それでは、採決をいたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号1番から3番につきまして、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」の番号1番、2番、3番につきましては、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号「非農地証明願いについて」を議題といたします。これにつきましては、昨日現地調査が行われております。調査委員になられた皆様はご苦労様でございました。それでは、調査委員長の報告をお願いいたします。

○10番委員

議案第2号について説明します。昨日、申請人立会いのもと、現地調査を実施いたしました。事務局より中野係長、内田君、調査委員、担当委員が参加して調査しました。

場所は、JA スタンドから100メートル程度安納に行った県道左の土地でございます。

申請の理由としましては、現在2軒の住宅が建っておりますが、1軒は築80年、もう1軒は築26年であるそうです。今度その築26年の住宅を売買する時に、調べたところ農地があることが判明したということでございます。

従って、転用後26年以上経過していますので、非農地交付基準1のイに該当します。

現況は庭園となっている状況でございます。このようになった理由として考えられることは、安納線の県道建設の際に買収で残った土地ではないかと思えます。

審議の方をよろしく申し上げます。

○議長

続きまして、担当委員の方から説明をお願いします。

○13番委員

はい、13番です。ただいま、調査委員長の方から詳しく説明がございましたので、私の方から別に補足することはございません。よろしく申し上げます。

○議長

前の方に図面も写しています。県道沿いのところのようです。それでは、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○10番委員（調査委員長）

この安納線がいつ頃出来たか建設課に問い合わせたところ、熊毛支庁に問い合わせるということでした。

○2番委員

はい、2番です。申請人は共有名義人11人のうちの1人ということですが、ここは共有地ですか。

○10番委員

これは、集落の共有地であったようです。名義変更をするにも中々困難だということだそうです。

○議長

他に何かございませんか。質疑がないようですので採決をしたいと思います。

議案第2号「非農地証明願い」につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第2号「非農地証明願い」番号1につきましては、許可することに決定をいたします。

○議長

続きまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第3号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明します。

それでは、1-1ページをお開きください。利用権の設定であります。

1段目です。期間が平成26年2月1日から平成31年1月31日の5年間、地目畑、面積2841平米のうち更新分0平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成26年6月1日から平成31年5月31日の5年間、地目畑、面積1659平米、うち更新分1659平米であります。

利用権の設定をする者1人、利用権の設定を受ける者1人であります。

3段目です。期間が平成26年2月1日から平成32年と1月31日の6年間、地目畑、面積43296平米のうち更新分0平米、利用権の設定をする者4人、利用権の設定を受ける者2人であります。

次に、1-2ページをご覧ください。計画総括表であります。

1番です。東京に住まいの81歳の方の畑1筆1659平米を下西地区の認定農家が、賃貸借で5年間借り受けるものであります。

2番です。東京に住まいの81歳の方の畑1筆2841平米を下西地区の認定農家が、賃貸借で5年間借り受けるものであります。

1番と2番は、借人と貸人が同じでありますけれども、貸借期間が1番は26年6月、2番は26年2月からでありますので、申請が別となっております。

3番です。現和地区に住まいの77歳の方の畑1筆2873平米を農地制度円滑化事業の農地売買等事業で円滑化団体が、賃貸借で6年間借り受けるものであります。

4番です。現和地区に住まいの80歳の方の畑4筆6300平米を農地制度円滑化事業の農地売買等事業で円滑化団体が、賃貸借で6年間借り受けるものであります。

5番です。現和地区に住まいの50歳の方の畑5筆12475平米を農地制度円滑化事業の農地売買等事業で円滑化団体が、賃貸借で6年間借り受けるものであります。

6番です。円滑化団体が保有している畑10筆、21648平米を現和の52歳の認定農家が賃貸借で6年間借り受けるものであります。

内容につきましては、1-3ページから1-9ページをご覧ください。

続きまして、所有権の移転であります。2-1ページをお開きください。今回は、1件の申請がありました。平成26年1月24日に所有権移転をしようとするものであります。次に2-2ページをごらんください。計画総括表であります。

現和に住まいの68歳の方の畑1筆838平米を現和の31歳の担い手農家が売買で所有権移転するものであります。

詳細につきましては、2-3ページから2-5ページをご覧ください。

以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ただいま事務局より議案第3号につきまして説明がありました。最初に、利用権の設定についての審議を行いたいと思います。担当委員の説明をお願いいたします。

○10番委員

はい、10番です。11日借人立ち会いのもと、現地調査を実施いたしました。

貸人は東京の娘さんのところで生活しているようです。借人は園芸作物を生産する認定農業者でございます。1番につきましては、更新ですので問題はないと思います。

2番は新規でございまして、登記では5筆となっておりますが、現況は1枚となっております。安納いもを生産するとのことでございます。1、2番とも5年契約で賃料は口座振り込みとなっております。他は申請書のとおり問題はないと思います。以上です。

○12番委員

12番です。番号3、4、5につきまして、1月14日に申請地の確認をしました。

設定を受ける者、設定をする者双方に確認をしましたところ、申請どおり間違いありませんでした。

番号6につきましては、番号3、4、5の土地の10筆で、現地を調査したところすべてを引き受けるようになっておりました。

この設定を受ける者は、庄司浦で安納いもとさとうきびを生産する認定農家の方で、申請には何ら疑義はないものと担当委員としては感じました。以上です。

○議長

ただいま事務局、担当委員からの説明がありました。それでは、質疑に入ります。

意見のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

ただいま異議なしの声がございました。これより採決いたします。利用権の設定、番号1番から6番につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、利用権の設定、番号1番から6番につきましては、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

続きまして所有権の移転につきまして審議をいたします。担当委員の説明をお願いいたします。

○12番委員

ただ、12番です。番号1につきまして報告します。所有権を移転する者、受ける者、双方確認をしましたところ、申請どおり間違いありません。

また申請地は庄司浦地域内にあって、1月14日に現地を確認しました。受ける人は、担い手農家で、安納いもなどの路地園芸をやっている方です。

担当委員としては、何ら異議はないと思います。以上です。

○議長

ただいま担当委員の方から説明がございました。それでは、審議に入ります。
質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

異議なしの声がありましたので、採決をしたいと思います。
所有権の移転番号1番につきまして、原案どおり承認する方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、所有権の移転番号1につ
きましては、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、議案第4号「荒廃農地の非農地の判断について」を議題といたします。
まず事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号「荒廃農地の非農地判断について」を説明します。資料は4-1ページに
なります。現在農地相談員が荒廃農地の調査をしており、非農地を農家基本台帳から削
除をしていかなければなりません。そのためには、農業委員が現況を確認し、農業委員
会定例総会で非農地の議決を経て農地基本台帳から削除し、非農地通知書を本人に対し
て交付いたします。今回1番から44番までありますけれども、現況調査結果を担当委
員ごとに何番から何番は、現況地目が山林、原野、畑等を御報告ください。お願いしま
す。

○議長

はい、それではこの件につきましては、それぞれ担当委員の方で現地調査を行って
いただいております。調査ご苦労様でございました。

それでは1番から担当委員ごとにまとめておりますので、現況地目と非農地の判断結
果を簡潔に御報告いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○2番委員

2番です。1番原野、2番山林、3番は半分が山林で半分が原野、4番は田で農地で
す。5番原野、6番原野、7番原野、8番は耕作されており田です。

9番は原野、10番原野、11番原野、12番原野、13番山林、14番原野、15
番山林、16番山林、17番山林です。現地確認は昨日行いました。以上です。

○議長

それでは、4番と8番が農地で、その他は非農地ということです。

○3番委員

3番です。18番は原野です。

○5番委員

5番です。9番から27番まで全て原野で非農地です。

○7番委員

7番です。28番、29番は山林です。30番から33番までは原野です。
34番から37番までは山林でした。以上です。

○9番委員

9番です。38番、39番は非農地で原野です。

○13番委員

13番です。40番から43番までは、原野で非農地です。44番につきましては、
田で農地でした。

○議長

はい、ただいま各委員からの報告がありました。

4番と8番、44番以外は全て非農地という報告がありましたので、非農地通知を本人に送付したいと思います。この他に皆さんから質疑はございませんか。

○9番委員

はい。現在原野の非農地となっているところは、本人が耕した場合に農地には変えられるのでしょうか。

○議長

今度の調査は完全に農地にはできないという判断をしていただきたいということでおこなっています。この結果地主さんには全部非農地通知を送付し、それぞれ登記を変更して下さいという通知を行いますので、その辺も含めて調査していただき、今後耕作するというのであれば、そのまま農地で残しておくということも考えられます。

○3番委員

事務局が非農地通知を出した後も本人が開墾して耕作することはできますよね。

○事務局

そうです。一応農地基本台帳は非農地にしますが、農地とする場合は届け出をしていただければ結構です。非農地通知書と同時に登記のお願いもしていますが、仮に今後農地として使う場合はそのまま、登記しなくても良いと言うことは付け加えております。

○議長

そういうお知らせも併せて通知しています。山林化の場合は登記までしていただきたいということですので、よろしく申し上げます。他にはございませんか。

○2番委員

2番です。今回調査した場所で、葎などで被われていて、ある程度手を加えれば作られるような土地もありました。本人に確認したところ川との高低差がないため、水が貯まった状態で、田としては再生出来ないということでした。そうゆう場所がほとんどでしたので、田としては再生不可能ということで審査をしました。

○議長

今からもこのような場所はたくさん出てくると思いますので、同じ考えで判断して欲

しいと思います。

○13番委員

はい、13番です。今2番委員が言われたような場所は、私のところにもありました。葦が被っているところは、中々上泥を除いても根が残っていて、すぐ葦が出てくるので、ちょっと田として復元は難しいという現状です。

従って、私も葦の被っている土地は、荒廃農地、非農地という判断をしました。

○議長

一応考え方としては、現況を見ていただいて、トラクター等で耕耘するだけで、すぐ農地として再生できるかどうかという判断をしていただいて、一応基本台帳では非農地とするということです。

本人が将来的にも使えないということであれば、登記をしてもらって、山林なり原野になり変えてもらうということで、一応今年度中には以前の赤判定のところは、そういう判断をするということですのでよろしいですか。

○議長

はい、そういうことでよろしくをお願いします。

それでは、今回非農地という報告があった場所に関しましては、本人に非農地通知をおこなうこととしたいと思います。

○議長

続きまして、議案第5号「非農地証明交付基準の一部改定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「非農地証明交付基準の一部改正について」を説明します。

昨年6月に西之表市農業委員会非農地証明交付基準を承認していただきました。

この交付基準につきましては、次のページに添付しています国からの、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準をもとに作成をしました。

その資料の1番目の農地として復元することができないという項目を細かく、具体的に示したものでした。

その基準の中に、次の2の文言を入れておりませんでした。

今現在山林などの状態ではなく、農地に復元をしようと思えば出来るような土地ですが、地理的或いは形状的に細長いなどの理由で今後利用できないと考えられる土地が時々見受けられます。

そういう場所は、今の交付基準に当てはまらないため、2のその土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合も、非農地とするという文言の項目を昨年6月の非農地交付基準の中に、追加しようとするものであります。

そういうことで、この項目も今後の非農地判断の基準にしていきたいと思っております。改定の提案をしております。よろしくをお願いします。

○議長

ただいま、事務局より交付基準についての追加の説明がございましたが、この点について質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

これは、どういう場合がありますか。

○事務局

先月の5条申請の場所を最初は非農地申請をしようとしたのですが、現地はミカンの木があり、一部雑草に被われているが無理して畑に還元しようと思えば再生は可能な状態の土地でした。しかし、仮に畑にしても将来的には使えないような土地でしたので、非農地でという考えもありましたが、5条で申請してもらいました。

あのような場所は、非農地で申請があっても今の非農地交付基準に該当する項目がないが、仮に還元しても地形的に継続して利用することは不可能な土地でした。

今後そういう場所の非農地申請も考えられますので、今回追加しました。

○3番委員

農地への道路などが無い場合も該当するということですか。

○事務局

そうです。但し調査は、3人以上の委員が確認する必要があります。

○議長

他には意見等ございませんか。よろしいですか。

○議長



はい、それでは議案第5号「非農地証明交付基準の一部変更について」承認する方の挙手を求めます。

○議長

全員の賛成ですので、議案第5号「非農地証明交付基準の一部変更について」は承認することとし、今後はこの交付基準に沿って、調査及び審査をよろしく願いをいたしたいと思います。

以上で本日の審議はすべて終了いたします。

平成26年1月17日

会 長 田 高 仙 三 
1 3 番 委 員 南 重 徳 
1 4 番 委 員 瀬 川 寛 夫 